日 調 連 発 第 4 号
令 和 5 年 4 月 5 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令の取扱いについて（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第５３２号
令和５年３月２７日

法 務 局 長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令の取扱いについて（通達）

標記について、別紙甲号のとおり農林水産省経営局長から当職宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、令和３年３月３１日付け法務省民二第６７５号当職通達「農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の取扱いについて」は、本年４月１日をもって廃止します。

おって、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号。以下「改正法」という。）附則第５条第２項において、改正法の施行前に改正法第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条の規定による公告があった農用地利用集積計画（改正法の施行後に改正法附則第５条第１項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画を含む。）に関する登記の特例については、なお従前の例によることとされましたので、申し添えます。

別紙甲号

４経営第3077号
令和５年３月17日

法務省民事局長　殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱について（照会）

「農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令（令和４年政令第 395 号)」が本年４月１日付けで施行されることに伴い、同令に基づく登記の申請に係る標準的な取扱いについて、別紙のとおり「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」に定めることとしたいので、内容について差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合は、関係登記官への周知方お取り計らい願います。

別　紙

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（案）

令和５年〇月〇日付け４経営第〇号
農林水産省経営局長通知

第１～第９　（略）

第10　その他（第23条～第34条関係）

１～４　（略）

５　登記の特例

法第18条第７項の規定による公告があった促進計画に係る土地の登記については、農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令（令和４年政令第395号。以下「登記令」といいます。）により、不動産登記法（平成16年法律第123号）の特例が定められています。本登記事務の具体的な取扱いについては、**別紙５**のとおりです。

６～７　（略）

（別紙５）

農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例についての取扱い

第１　機構による申請の範囲

１　法第18条第８項の規定により所有権が移転した場合における所有権の移転の登記（既登記の所有権が移転した場合）又は所有権の保存の登記（未登記の所有権が移転した場合）は、機構が申請しなければなりません（登記令第４条及び第５条）。

２　機構が、１の所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記を申請する場合において、必要があるときは、その前提として次に掲げる登記を当該各号に定める者に代わって申請することができます（登記令第２条）。

（１）土地の表題登記　所有者

（２）土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記　表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はそれらの相続人その他の一般承継人

（３）所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記　所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人

（４）所有権の保存の登記　表題部所有者の相続人その他の一般承継人

（５）相続その他の一般承継による所有権の移転の登記　相続人その他の一般承継人

３　次に掲げる登記は、登記令に基づき機構が申請することはできないので、促進計画を作成する前に、当該登記を不動産登記法に基づき関係者が申請するものとしてください。

（１）一筆の土地の一部につき所有権を移転しようとする場合における分筆の登記又は甲地を乙地に合併する場合における合筆の登記

（２）土地の所有権を移転した者が所有権の登記名義人、登記記録の表題部に所有者として記録された者又はそれらの者の相続人以外の者である場合における当該土地の所有権を移転した者のための当該所有権の移転又は当該所有権の保存の登記

（３）売買等により所有権の移転の登記がなされた後に当該売買等が解除されたが、当該所有権の移転の登記の抹消が未了の土地につき、法第18条第８項の規定により所有権を移転しようとする場合における当該所有権の移転の登記の抹消等

第２　代位登記の申請

１　登記令第２条の規定による代位登記は、促進計画の定めるところに従い所有権の移転の効果が生じた日（一般的には、促進計画に定める対価の支払期限までに対価が支払われ、当該計画に定める所有権の移転の時期が到来したときです。）から行うことができますが、登記は、所有権の移転について第三者に対する対抗力を与え、促進計画に係る所有権の移転の手続を完結させるものであることから、機構は、速やかに登記の申請を行う必要があります。

２　代位登記の申請は、次に掲げる登記ごとに、次に掲げる様式及び添付情報により行います。なお、全ての場合において、申請人たる機構の会社法人等番号の提供も必要となります（不動産登記令（平成16年政令第379号）第７条第１項第１号イ）。

（１）土地の表題登記　**別紙５様式第１号**

添付情報は以下のとおりです（不動産登記令第７条及び別表の４の項）。

ア　代位原因を証する情報としての促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第７項の規定によ

る公告があったことを証する情報
イ　所有権を有することを証する情報
ウ　所有権を取得した者の住所を証する情報（個人にあっては住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等）
エ　土地所在図
オ　地積測量図

イの所有権を有することを証する情報とは、前所有者の所有権を有することを証する情報を含み、これは公有水面埋立に係る土地であれば、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条の規定による竣功認可書、それ以外の土地については、官庁又は公署の証明書のほか、所有権の取得を証するに足りる情報です（不動産登記事務取扱手続準則（平成17年２月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第71条）。

（２）土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記　**別紙５様式第２号**

添付情報は以下のとおりです（不動産登記令第７条及び別表の６の項）。

ア　代位原因を証する情報としての促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第７項の規定による公告があったことを証する情報
イ　地積測量図（地積変更（更正）の場合に限る。）
ウ　相続その他の一般承継があったことを証する情報（相続人その他の一般承継人に代わって申請する場合に限る。）

ウの相続その他の一般承継があったことを証する情報とは、個人にあっては戸籍（又は除籍）の謄本又は抄本、その他必要に応じ、遺産分割協議書（印鑑証明書添付）等、法人にあっては会社法人等番号や法人合併の記載がある商業・法人登記の閉鎖登記簿謄本等です。

（３）所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記　**別紙５様式第３号**

添付情報は以下のとおりです（不動産登記令第７条及び別表の23の項）。

ア　代位原因を証する情報としての促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第７項の規定による公告があったことを証する情報
イ　変更（更正）を証する情報
ウ　相続その他の一般承継があったことを証する情報（相続人その他の一般承継人に代わって申請する場合に限る。）

イの変更（更正）を証する情報とは、個人にあっては住所変更の場合は住民票の写し、氏名変更の場合は戸籍謄本又は抄本、法人にあっては会社法人等番号等、錯誤にあってはこれを証する情報です。

また、当該申請書には、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙等を貼付する必要があります。

（４）所有権の保存の登記　**別紙５様式第４号**

添付情報は以下のとおりです（不動産登記令第７条及び別表の28の項）。

ア　代位原因を証する情報としての促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第７項の規定による公告があったことを証する情報
イ　所有権を取得した者の住所を証する情報（個人にあっては住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等）
ウ　相続その他の一般承継があったことを証する情報

（５）相続その他の一般承継による所有権の移転の登記　**別紙５様式第５号**

添付情報は（４）と同様です（不動産登記令第７条及び別表の30の項）。

３　２の登記の申請情報の添付情報のうち代位原因を証する情報としての促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第７項の規定による公告があったことを証する情報については、登記令第４条に基づく所有権の移転の登記又は登記令第５条に基づく所有権の保存の登記を申請する場合の添付情報と同様であるので、当該登記の申請を同時に行う場合には、「後件添付」として添付を省略しても差し支えありません（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第37条）。

４　代位登記の申請の方法

同一の促進計画に基づき数個の不動産について書面により代位登記の申請を行う場合の取扱いは、以下のとおりです。

（１）不動産登記令第４条の例外として、①土地の表題登記、②土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記、③所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記については、登記原因又は登記の目的が同一でないときでも①から③までの各登記ごとに同一の申請書ですることができます（不動産登記令第四条の特例等を定める省令（平成17年法務省令第22号）第24条）。

（２）所有権の保存の登記については、登記原因は存在せず、登記の目的は全て「所有権の保存」で同一であることから、登記を受ける者が同一人である限り、同一の申請書ですることができます（不動産登記令第４条）。

ただし、代位登記と既登記の所有権の移転の登記又は未登記の所有権が移転した場合の登記とを同一の申請書で行うことはできません。

（３）代位登記の申請は、登記申請書を提出する方法によることのほか、オンラインで登記申請情報を提供する方法によることも可能です。

５　登記識別情報の通知

２の（４）及び（５）について、登記識別情報の通知を受けた機構は、遅滞なく、これを登記権利者に通知しなければなりません（登記令第３条第２項）。

第３　所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記の申請

１　法第18条第８項の規定により所有権が移転した場合、機構は、速やかに、既登記の所有権の移転の登記又は未登記の所有権が移転した場合の登記を申請しなければなりません（登記令第４条及び第５条）。

２　機構は、登記を申請する上で必要となる添付情報のうち、登記権利者が自ら取得すべきもの（後記第５の２参照）について、添付情報名を明示した上で提出を求めるものとします。登記権利者は、機構からの求めに応じ、必要な添付情報を提出してください。

３　登記の申請は、次に掲げる登記ごとに、次に掲げる様式及び添付情報により行います。なお、全ての場合において、申請人たる機構の会社法人等番号の提供も必要となります（不動産登記令第７条第１項第１号イ）。

（１）既登記の所有権の移転の登記　**別紙５様式第６号**又は**別紙５様式第７号**

添付情報は以下のとおりです（登記令第６条及び不動産登記令別表の30の項）。

ア　促進計画の謄本又は抄本

イ　法第18条第７項の規定による公告があったことを証する情報

ウ　登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報（印鑑証明書添付、機構が登記義務者となる場合を除く。**別紙５様式第８号**）

エ　登記権利者の住所を証する情報（個人にあっては住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等）

また、当該申請書には、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙等を貼付する必要があります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第77条又は第77条の２（後記第６の３参照）の適用を受け、一〇／一〇〇〇の登録免許税を納付する場合は、農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて（平成６年１月25日付け６構改Ｂ第１号農林水産省構造改善局長通知）に定める証明書を添付する必要があります。

登記申請情報の作成に当たっては、登記原因は「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画による売買」等と記載し、登記原因の日付は、促進計画に定める所有権の移転の時期を記載します。

（２）未登記の所有権が機構に移転した場合の登記　**別紙５様式第９号**

添付情報は、（１）と同様です（登記令第６条及び不動産登記令別表の28の項）。

また、所有権を移転する者の住所又は氏名の変更等により、登記記録の表題部に所有者として記録された者の表示と一致しなくなっている場合には、その変更（更正）を証する情報（第２の２の（３）の変更（更正）を証する情報と同じ。）を添付する必要があります。

なお、未登記の所有権が機構に移転した場合の登記においては、登記原因及びその日付の記載を要しません（不動産登記法第76条第１項）。

４　登記の申請の方法

（１）所有権の移転の登記

同一の促進計画に基づき数個の不動産について所有権の移転の登記を申請する場合には、登記権利者が同一人であるときに限り、登記原因又は登記の目的が同一でないときでも同一の申請書ですることができます（不動産登記令第四条の特例等を定める省令第26条）。

ただし、登記権利者が同一人である場合であっても、機構が登記義務者となる場合で、同一の促進計画に租税特別措置法第77条の適用を受ける土地とそれ以外の土地が含まれるときには、原則として、申請書をそれぞれごとに作成し、申請することとしてください。

この場合、それぞれの申請における添付情報は共通であることから、これらの申請を同時に行うときには、一方の申請書に添付情報が添付されていれば、もう一方の申請書については、添付情報欄に「前件添付」と記載することで、添付情報の添付を省略することができます（不動産登記規則第37条）。

なお、登記権利者が同一である土地の筆数が少ない等の理由から、租税特別措置法第77条の適用の有無により別々に申請することが必ずしも必要でないと考えられる場合に、別途登記官と申請方法について調整することは差し支えありません。

（２）所有権の保存の登記

未登記の所有権が機構に移転した場合の所有権の保存の登記については、登記権利者が機構に限られることから、同一の申請書ですることができます（第２の４の（２）参照）。

ただし、所有権の移転の登記と所有権の保存の登記とは同一の申請書ですることができません。

（３）その他

登記の申請は、登記申請書を提出する方法によることのほか、オンラインで登記申請情報を提供する方法によることも可能です。

5　登記識別情報の通知

機構は、所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記に係る登記識別情報の通知を受けたときは、遅滞なく、これを登記権利者に通知しなければなりません（登記令第７条第２項）。

第４　代位登記の申請と既登記の所有権の移転の登記又は未登記の所有権が移転した場合の登記の申請との関係

1　代位登記の申請と既登記の所有権の移転の登記又は未登記の所有権が移転した場合の登記の申請との関係で留意すべき点は、次のとおりです。

（１）表題登記のない土地の所有権が機構に移転した場合

機構が、不動産登記法第36条に規定する土地の所有権を取得した者として、同条に基づき土地の表題登記の申請を行い、次に機構を登記名義人とする所有権の保存の登記の申請を行います。

（２）土地の表題登記はあるが、所有権についての登記がない場合

ア　所有権を移転した者が表題部に所有者として記録されたものである場合には、直接機構を登記名義人とする所有権の保存の登記の申請を行います。

イ　所有権を移転した者が表題部に所有者として記録された者の相続人である場合には、相続人に代位して所有権の保存の登記を申請し、次に機構を登記名義人とする所有権の移転の登記の申請を行います。

ウ　所有権を移転した者が表題部に所有者として記録された者以外の者（イの相続人の場合を除く。）である場合には、第１の３の（２）のとおり、申請による代位登記をすることはできないので、その者が自己のために所有権の取得の登記を行う必要があり、当該登記完了後、はじめて、機構は、機構を登記名義人とする所有権の移転の登記を申請することができます。

2　代位登記の申請及びそれに続く、所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記の申請は、できる限り一括して行うことが適当です。この場合の添付情報については、第２の３によることが適当です。

第５　市町村等の協力

1　機構は、促進計画（所有権移転を含む）を定める場合、法第19条第１項の規定に基づき市町村等に対し協力を求めることとしています。所有権の移転に係る促進計画を定める場合、当該促進計画の公告後速やかに登記を申請できるよう、機構が登記の申請を行うこと及びその際に必要となる添付情報をあらかじめ準備し始めておくことについて、所有権の移転をする者又は所有権の移転を受ける者に対し説明するよう、市町村等に協力を求めることが適当です。

2　１の協力を求められた市町村等は、促進計画の同意を得る機会等を活用し、所有権の移転をする者又は所有権の移転を受ける者に対し、必要となる添付情報及びその取得方法について、書面等により説明してください。それぞれが準備すべきと考えられる添付情報は、以下のとおりです。

（１）所有権の移転をする者（登記義務者）

ア　登記義務者の承諾を証する情報（印鑑証明書付き）
イ　固定資産評価証明書
（ウ　代位登記が必要な場合には、各代位登記に必要な添付情報）
（２）所有権の移転を受ける者（登記権利者）
ア　住所を証する情報（個人にあっては住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等）
イ　登録免許税の額に相当する金額の収入印紙等
（ウ　登録免許税の税率の軽減措置の対象となる場合には、その旨の証明書）

３　促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第７項の規定による公告があったことを証する情報については、促進計画の作成主体である機構が、公告主体である都道府県から取得することが適当です。都道府県は、促進計画を認可し、その旨を機構に通知する際に、当該促進計画が所有権の移転に関するものである場合には、裏書をする等により都道府県が発行したものであることを証明した上で、当該促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第７項の規定による公告があったことを証する情報を添付してください。

第６　その他

１　登記令では、登記の申請は、機構が行うこととなっていますが、機構は、公共嘱託登記司法書士協会又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会に登記の申請を嘱託することができます（司法書士法（昭和25年法律第197号）第68条及び第69条、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第63条及び第64条）。

２　機構が登記令に基づいて行う登記の申請に必要な経費は、登記権利者に負担を求めることができます。

３　次に掲げる登記については、機構が申請する場合であっても、登記を受ける者がそれぞれ次に掲げる額の登録免許税を納付しなければならないこととされています。
（１）登記令第２条第３号に基づく所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の代位登記又は更正の代位登記　土地一筆につき千円（登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第１の１の（14））
（２）登記令第２条第４号に基づく所有権の保存の代位登記　固定資産課税台帳に登録された当該土地の価格の四／一〇〇〇（登録免許税法別表第１の１の（１））
（３）登記令第２条第５号に基づく相続その他の一般承継による所有権の移転の代位登記　固定資産課税台帳に登録された当該土地の価格の四／一〇〇〇（当該所有権の移転が相続又は法人の合併による場合。登録免許税法別表第１の１の（２）のイ）又は二〇／一〇〇〇（登録免許税法別表第１の１の（２）のハ）
（４）登記令第４条に基づく所有権の移転の登記　固定資産課税台帳に登録された当該土地の価格の二〇／一〇〇〇（登録免許税法別表第１の１の（２）のハ）、一五／一〇〇〇（当該所有権の移転が売買による場合。租税特別措置法第72条第１項第１号）、又は一〇／一〇〇〇（租税特別措置法第77条又は第77条の２）
（５）登記令第５条に基づく所有権の保存の登記　固定資産課税台帳に登録された当該土地の価格の四／一〇〇〇（登録免許税法別表第１の１の（１））
この場合において、登記を受ける者は、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国（収納機関たる日本銀行、国税の収納を行うその代理店及び郵便局）に納

付して当該納付に係る領収書を機構に提出するか、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を機構に提出することとなります（登録免許税法第21条及び第22条）。

4　機構は、促進計画を定めようとする場合において、当該計画に係る事項が登記記録上の表示と異なるときは、後日の登記の申請等との関係もあり、事前に必要な情報（土地測量図、相続を証する書面等）を提出させることが適当です。

5　促進計画に係る土地上に存在する農業用施設（不動産登記の対象となる建物）について、当該計画に基づく当該土地の取得に合わせて、これと時期を同じくして売買等により取得した場合、その登記は、不動産登記法第60条に基づき、売主及び買主が共同してその登記を申請することとなります。

この点、当該建物の権利変動についても、当該土地と共に可能な限り速やかに登記がされることが望ましいところ、機構は次のとおりその協力を行うことが適当です。

（1）機構は、促進計画の作成段階において、当該土地及び建物に係る登記の状況を確認し、当該建物に係る登記の意向を関係者に確認します。

（2）機構は、当該建物の登記の申請に必要な手続について、関係者から協力の求めがあった場合には、以下の例により、その協力に努めてください。

（協力の例）

- 促進計画に基づく土地の登記の申請の手続に関わって取得した資料等を求めに応じて可能な範囲で提供すること
- 管轄登記所及び最寄りの登記手続案内窓口の紹介
- 登記申請書の記入に係る一般的な留意事項の教示
- 司法書士又は土地家屋調査士の紹介窓口（各都道府県司法書士会又は各都道府県土地家屋調査士会）の案内

別紙５様式第１号（表紙）
（登記令第２条第１号　土地の表題登記）

登　記　申　請　書

登記の目的　土地の表題登記
所　有　者　（被代位者）別紙記載のとおり
代　位　者　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）
代位原因　農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令第２条
添付書類　ア　代位原因を証する情報
（ア）農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本
（イ）農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定による公告があったことを証する情報
イ　所有権を有することを証する情報
ウ　所有権を取得した者の住所を証する情報（個人にあっては住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等。以下同じ。）
エ　土地所在図
オ　地積測量図
カ　申請人の会社法人等番号
但し、アについては後件添付

令和　　年　　月　　日　申請

地方法務局　何出張所（支局）

申請人　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）代表理事　　何某　　（印）
（会社法人等番号　123456789012）

（別紙）

土地の表示				登記原因及びその日付	所有者
何　郡　何　町					
丁目・大字・字	①地番	②地目	③地積㎡		
字甲		田	100	不　詳	何郡何町大字丙 １番地 甲　某
字丙		田	200	令和３年４月４日 公有水面埋立	何郡何町大字丁 ５番地 株式会社乙某 会社法人等番号 123456789012

別紙５様式第２号（表紙）

（登記令第２条第２号　土地の表示に関する登記事項の変更又は更正の登記）

登　記　申　請　書

登記の目的　土地の表示に関する登記事項の変更（更正）
所　有　者　（被代位者）別紙記載のとおり
代　位　者　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）
代位原因　農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令第２条
添付書類　ア　代位原因を証する情報
（ア）農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本
（イ）農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定による公告があったことを証する情報
（イ　地積測量図）
ウ　申請人の会社法人等番号
但し、アについては後件添付

令和　　年　　月　　日　申請

地方法務局　何出張所（支局）

申請人　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）代表理事　　何某　　（印）
（会社法人等番号　123456789012）

（別紙）

土地の表示				登記原因及びその日付	所有者
何　郡　何　町					
不　動　産　番　号	1234567890123				
丁目・大字・字	①地番	②地目	③地積㎡		
字甲	123 番	田	100		何郡何町大字丙１番地　甲　某
		畑	100	②令和２年 10 月１日地目変更	
不　動　産　番　号	1234567890124				
字丙	504 番	田	200		何郡何町大字丁５番地　乙　某
			220	③錯誤	

別紙５様式第３号（表紙）

（登記令第２条第３号　所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更（更正）の登記）

登　記　申　請　書

登記の目的　所有権登記名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更（更正）
（順位番号別紙記載のとおり）

原　　因　別紙記載のとおり

所　有　者　（被代位者）別紙記載のとおり

代　位　者　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）

代位原因　農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令第２条

添付書類　ア　代位原因を証する情報

（ア）農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本

（イ）農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定による公告があったことを証する情報

イ　変更（更正）を証する情報

ウ　申請人の会社法人等番号

但し、アについては後件添付

登録免許税　金　　円

令和　　年　　月　　日　申請

地方法務局　何出張所（支局）

申請人　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）代表理事　　何某　　（印）

（会社法人等番号　123456789012）

（別紙）

土地の表示				順位番号	登記原因及びその日付	変更（更正）後の事項	所有者
何郡何町							
不動産番号	1234567890123						
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡				
字甲	123 番	田	100	1	昭和 55 年 10 月１日住所移転	住所 甲市乙町大字丁 12 番地	甲市乙町 大字丁 12 番地 甲　某
不動産番号	1234567890124						
字丙	504 番	田	200	2	昭和 52 年 11 月 23 日氏名変更	氏名 戊　某	甲市乙町 大字丁 ５番地 戊　某

別紙５様式第４号（表紙）
（登記令第２条第４号　所有権の保存の登記）

登　記　申　請　書

登記の目的　所有権保存
所　有　者　（被代位者）別紙記載のとおり
代　位　者　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）
代位原因　農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令第２条
添付書類　ア　代位原因を証する情報
（ア）農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本
（イ）農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定による公告があったことを証する情報
イ　相続その他の一般承継があったことを証する情報
ウ　所有権を取得した者の住所を証する情報
エ　申請人の会社法人等番号
但し、アについては後件添付
課税価額　金　　円
登録免許税　金　　円

令和　　年　　月　　日　申請
地方法務局　何出張所（支局）

申請人　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）代表理事　　何某　　（印）
（会社法人等番号　123456789012）

（別紙）

土地の表示				所　有　者	課税価額
何　郡　何　町					
不　動　産　番　号	1234567890123				
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡		
字甲	123 番	田	100	被相続人　乙　某 相続人 何郡何町大字丁丁５番地 丙　某	金　　円
不　動　産　番　号	1234567890124				
字丙	504 番	田	200	被相続人　乙　某 相続人 何郡何町大字丁丁５番地 丙　某	金　　円

別紙５様式第５号（表紙）

（登記令第２条第５号　相続その他の一般承継による所有権の移転の登記）

登　記　申　請　書

登記の目的　所有権移転
原　　因　別紙記載のとおり
所　有　者　（被代位者）別紙記載のとおり
代　位　者　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）
代位原因　農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令第２条
添付書類　ア　代位原因を証する情報
（ア）農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本
（イ）農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定による公告があったことを証する情報
イ　相続その他の一般承継があったことを証する情報
ウ　所有権を取得した者の住所を証する情報
エ　申請人の会社法人等番号
但し、アについては後件添付
課税価額　金　　円
登録免許税　金　　円

令和　　年　　月　　日　申請

地方法務局　何出張所（支局）

申請人　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）代表理事　　何某　　（印）
（会社法人等番号　123456789012）

（別紙）

土地の表示				登記原因及びその日付	所　有　者	課税価額
何　郡　何　町						
不　動　産　番　号	1234567890123					
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡			
字甲	123 番	田	100	昭和 44 年２月５日 相続	被相続人　甲　某 相続人 何郡何町大字丁５番地 乙　某	金　　円

別紙５様式第６号（表紙）
（登記令第４条　既登記の所有権の移転の登記の申請）（機構が登記権利者となる場合）

登　記　申　請　書

登記の目的　所有権移転
原　　因　別紙記載のとおり
権　利　者　住所（主たる事務所の所在地）
　　名称（農地中間管理機構の名称）
　　（会社法人等番号 123456789012）
義　務　者　別紙記載のとおり
添付書類　ア　農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本
　　イ　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定による公告があったことを証する情報
　　ウ　登記義務者の承諾を証する情報（印鑑証明書添付）
　　エ　登記権利者の住所を証する情報（会社法人等番号）
　　（オ　登録免許税の税率の軽減措置の対象となる旨の証明書）
課税価額　金　　円
登録免許税　金　　円
（租税特別措置法第 77 条の２の規定の適用がある場合にはその旨）

令和　　年　　月　　日　申請
地方法務局　何出張所（支局）

申請人　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）代表理事　　何某　　（印）
（会社法人等番号　123456789012）

（別紙）

土地の表示				登記原因及びその日付	登記義務者	課税価額
何　郡　何　町						
不　動　産　番　号	1234567890123					
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡			
字甲	123 番	田	100	令和５年８月２日農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画による売買	何郡何町大字甲１番地 乙　某	金　　円
不　動　産　番　号	1234567890124					
字丙	504 番	田	200	同上	何郡何町大字丁丁３番地 株式会社戊　某 会社法人等番号 123456789012	金　　円

別紙５様式第７号（表紙）
（登記令第４条　既登記の所有権の移転の登記の申請）（機構が登記義務者となる場合）

登　記　申　請　書

登記の目的　所有権移転
原　　因　別紙記載のとおり
権　利　者　住所（会社・法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地）
　　氏名（会社・法人の場合は商号又は名称）
　　（会社法人等番号 123456789012※）
　　（※会社法人等番号を有する法人の場合）
義　務　者　住所（主たる事務所の所在地）
　　名称（農地中間管理機構の名称）
　　（会社法人等番号 123456789012）
添付書類　ア　農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本
　　イ　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定による公告があったことを証する情報
　　ウ　登記権利者の住所を証する情報（個人にあっては住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等）
　　エ　申請人の会社法人等番号
　　（オ　登録免許税の税率の軽減措置の対象となる旨の証明書）
課税価額　金　　円
登録免許税　金　　円
（租税特別措置法第 77 条の規定の適用がある場合にはその旨）

令和　　年　　月　　日　申請
地方法務局　何出張所（支局）

申請人　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）代表理事　　何某　　（印）
（会社法人等番号　123456789012）

（別紙）

土地の表示				登記原因及びその日付	課税価額
何　郡　何　町					
不　動　産　番　号	1234567890123				
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡		
字甲	123 番	田	100	令和５年８月２日農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画による売買	金　　円
不　動　産　番　号	1234567890124				
字丙	504 番	田	200	同上	金　　円

別紙５様式第８号

（登記令第６条　登記義務者又は登記簿の表題部に所有者として記載された者の承諾書）

承　　諾　　書

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第８項の規定により、令和　年　月　日に所有権を移転した後記不動産につき所有権の移転の登記（又は所有権の保存の登記）を申請することを承諾する。

令和　　年　　月　　日

承　諾　者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　　何某　　（印）

（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）代表理事　　何某　　殿

不動産の表示

土地の表示						課税価額（固定資産税評価額）
何　郡　何　町						
不動産番号	大字	字	地番	地目	地積㎡	

（注）印鑑証明書を添付すること。

別紙５様式第９号（表紙）
（登記令第５条　未登記の所有権が移転した場合の登記の申請）

登　記　申　請　書

登記の目的　所有権保存
所　有　者　住所（主たる事務所の所在地）
　　名称（農地中間管理機構の名称）
　　（会社法人等番号 123456789012）
添付書類　ア　農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本
　　イ　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定による公告があったことを証する情報
　　ウ　表題部所有者の承諾を証する情報（印鑑証明書添付）
　　エ　登記権利者の住所を証する情報（会社法人等番号）
　　（オ　変更（更正）を証する情報）
課税価額　金　　円
登録免許税　金　　円

令和　　年　　月　　日　申請
地方法務局　何出張所（支局）

申請人　（農地中間管理機構の主たる事務所・名称）代表理事　　何某　　（印）
（会社法人等番号　123456789012）

（別紙）

土地の表示				課税価額
何　郡　何　町				
不　動　産　番　号	1234567890123			
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡	
字甲	123 番	田	100	金　　円
不　動　産　番　号	1234567890124			
字丙	504 番	田	200	金　　円

別紙乙号

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第５３１号
令和５年３月２７日

農林水産省経営局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱について（回答）

本月１７日付け４経営第３０７７号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通達しましたので、申し添えます。